

延岡植物園リニューアル基本構想策定業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、延岡市（以下「発注者」という。）が発注する「延岡植物園リニューアル基本構想策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 延岡植物園（以下「植物園」という。）は、昭和62年の開園以降、花と緑の供給基地として、市内の緑化を進め、住みよい町を作る拠点としての役割を担ってきた。また、自然と融合した緑の中のレクリエーションの広場としての機能を持ち、「市民の憩いの場」として利用されている。

しかし、社会的なニーズや価値観の変化、施設の老朽化等により来場者数が減少傾向にあることを受け、令和3年度から延岡植物園魅力アップ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げ、植物園の魅力をさらにアップさせるための検討が進められてきた。

こうした中、市内では全国から多くの誘客が見込める重要施設（※）の整備が着々と進んでおり、さらには、令和9年には宮崎県で国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催され、本市でも多くの大会関係者が訪れることが見込まれている。

本業務は、これらの動きを契機として、植物園としての基本的な機能は維持しつつ、市民はもちろん観光誘客が見込めるような「オシャレで楽しい緑の空間」として、公園全体の利用者の増加、滞在時間の延長を図り、賑わいを創出できる場となることに加え、園路やトイレ等のバリアフリー化やインクルーシブな空間の提供等、誰もが利用しやすい公園の実現に向け、自由な発想で検討委員会や若者が描く魅力あるまちづくりミーティングでの意見も踏まえながら今後の整備の方向性を示し、基本構想としてまとめることを目的とする。

ただし、整備の方向性を示す上においては、民間活力（Park-PFI）を活かした実現可能な施設整備を意識したものにする。

なお、参考として令和6年4月18日に開催した検討委員会と若者が描く魅力あるまちづくりミーティング参加者との意見交換会での主な意見を次頁に示す。

※主な施設

延岡城・内藤記念博物館、野口遵記念館、Park-PFIによるカフェ整備（城山公園内）、宮崎県体育館、多目的屋内アリーナ



図1 延岡植物園位置図

【令和6年4月18日の意見交換会での主な意見】

- ・ 夜も高校生が遊べる場所が欲しい。
- ・ おしゃピクもしたい。
- ・ 癒しがほしいのではないか。(リラクスの部分)
- ・ 植物園を見たとき、何か新しいものをつくるよりはいまあるものが素敵だからそれを活かしていけたらいいと思った。
- ・ 植物園に来る人の中で「若者」をあまり見かけないという印象。
- ・ 自然がいっぱいある公園でインスタ映えするとか、そういうすごい公園になれば行く気になるのでは？
- ・ 年1回でもいいから、デイキャンプやナイトキャンプ、ハイキングを日が暮れたぐらいの時間でやるとか。エンクロスからバスを出してというのでもいいのでは？
- ・ スペースをもっと活用できたら(キッチンカーやイベントをやっていると人が集まるのでは？)
- ・ 宮崎市内(フローランテ)の公園にはわざわざ延岡からも行く。誰かと一緒に行って楽しめるところだから。
- ・ いつでも行ける場所(イベント等がない期間でも行きたくするような、行った時間を大切にできるような、いつでも楽しめる場所)
- ・ 植物園は行ってみないと良さが分からないから、各学校の遠足に組み込んでもらうとか。
- ・ 物品販売などで収益を上げ、その収益で園内に花を植えるとか。
- ・ ただ単に行くだけではなく、活動を行うなど。(総合的な学習の時間でできるかは不明)
- ・ 長期的に朝から夕方まで滞在できるような場所であってほしい。
- ・ 癒しがあり、そういう(みんなと楽しめる)場所もあれば、心が穏やかになる。
- ・ 温室は機能していない。
- ・ 普段、まちづくりや施策などでは、中学生・高校生・大学生の声がおろそかになりがちと感じる。そうした中で若者の意見を聴けたことに感銘を受けた。
- ・ 植物園の今の役割とは何だろうか？(時代が変わる中で役割も変わってきたのでは。)
- ・ 大人が、いかに若い人をその場所で育てていくかということを植物園を通して考えていけないといけない。
- ・ 若い人たちの地元を大切に作る気持ちを育み、いい思い出をいかに作っていくか、その場所に植物園を選んだということが大切なのではないか。

(関係法令等の遵守)

第3条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、下記の関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、同施行令、同施行規則
- (2) 延岡市都市公園条例
- (3) 延岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例
- (4) 地方自治法、同施行令
- (5) その他関係法令・規則・通達等

(人員配置)

第4条 受注者は、本業務の責任者として、平成29年の都市公園法改正（Park-PFI 関連の改正）以降に、国や地方公共団体の発注による類似業務（公園や広場、地域等の賑わい創出に向けた基本構想や基本計画策定業務）に従事した者を配置しなければならない。

(履行期限等)

第5条 本業務の履行期限は、令和7年3月19日とするが、履行期間中に複数回開催する予定の検討委員会において、本業務で策定する基本構想の素案を提示することを想定しているため、受注者とスケジュールを共有しながら業務を進めること。

◎スケジュール案

内容	日程
素案作成	令和6年10月中旬
第1回検討委員会	令和6年10月下旬
第2回検討委員会	令和6年11月下旬
第3回検討委員会 基本構想（案）策定	令和6年12月下旬
パブリックコメント （準備、実施、結果報告等）	令和7年1月～3月上旬 ※約2カ月
基本構想策定	令和7年3月中旬

(打合せ記録簿の作成)

第6条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、受注者は、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認（サイン等）するものとする。

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項については、これを第三者に漏洩してはならない。

(紛争の回避)

第8条 本業務における現地調査等は、延岡植物園の敷地内で実施することを原則とするが、業務遂行のためやむを得ず、他人の土地に立ち入る場合は、紛争のおこらないように留意しなければならない。なお、現場作業期間中は、常に発注者の発行する身分証明書を必ず携行し、住民から請求があった場合は、提示しなければならない。

(事故の処理、損害賠償)

第9条 受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合に、直ちに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して、発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償について、受注者が負うものとする。

(検査)

第10条 本業務完了後、受注者は、速やかに関係図書とともに成果物を発注者に提出し、完了検査を受けなければならない。なお、作業中においても、発注者が必要と認めた場合、発注者は、その実施状況について受注者に報告並びに説明を求めることができるものとする。

(成果物の訂正・補足等)

第11条 業務完了後といえども成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の指示に従い、速やかに訂正・補足等をするものとし、それに要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(成果物の帰属)

第12条 本業務による成果物は、発注者に帰属（受注者が開発したソフト等は別とする。）するものとし、受注者は発注者の許可無く、使用・流用してはならない。

(貸与する物品及び資料)

第13条 発注者は、本作業に使用する資料として、次のものを貸与する。発注者は、本業務に必要なと認められる物品及び資料は貸与するが、受注者は責任を持ってこれを慎重に扱い保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないよう、その取り扱いには十分注意すること。

(1) 公園台帳

(2) 公園台帳平面図

(3) その他受注者から貸与の要請があり、発注者が貸与を認めたもの

(業務内容)

第14条 本業務における基本構想策定にあたっての標準作業内容は以下のとおりである。

なお、基本構想策定の過程においては、全国の先進事例や民間企業の最近の動向等も参考にすることが望ましい。また、市が別途サウンディング調査等を行う場合には、その結果を反映させて基本構想を策定すること。

(1) 現況把握

1) 基本構想策定にあたっての条件の把握と整理

2) 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

3) 現地調査（計画対象地及びその周囲地域）

（植生や地形、土地利用状況、景観、用地境等）

4) 自然・社会・人文・景観等の概況整理

(2) 敷地分析

1) 基本構想対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理

2) 基本構想対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理

3) 基本構想上の問題点や課題の整理

(3) 基本構想の内容検討及び方針設定

1) 基本方針の検討と設定

2) ゾーニングの検討と設定

3) 導入施設の検討と設定

- 4) 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
 - 5) アクセスや動線の検討と設定
 - 6) 環境の保全と創出に関する検討と設定
 - 7) 空間構成の検討と設定
 - 8) 整備水準の検討と設定 (Park-PFIによる施設整備の検討を含む)
 - 9) 維持管理方法の検討と設定 (類似事例等に基づいた維持管理費の算出を含む)
- (4) 基本構想図の作成
基本構想を可視化するためのイメージイラストや施設配置平面図等の作成
- (5) 概算工事費の算出
同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出
- (6) 基本構想説明書の作成
上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
- (7) 照査
- 1) 基礎情報や敷地情報の把握と方針設定の適正照査
 - 2) 検討方法や検討手法の妥当性の照査
 - 3) 成果物の内容の適正照査
- (8) 打合せ協議
本業務における打合せ協議は、業務着手時1回、中間3回、成果物納入時1回の計5回を想定している。なお、発注者は受注者に対し、中間打合せの一環として検討委員会への同席及び検討内容の説明を求めることができるものとする。

(成果物)

第15条 成果物は、以下の構成を標準とし、紙媒体1部と電子媒体(DVD-R等)1式を納品するものとする。

- (1) 基本構想図 (基本構想を可視化するためのイメージイラストや施設配置平面図等)
- (2) 基本構想説明書
- (3) 照査報告書

(著作権)

第16条

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、延岡市が保有するものとする。

(2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、延岡市が第三者に二次利用することを承諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとする。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、延岡市が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得するものとする。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区分がつくように

留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(その他)

第17条 本業務を実施するにあたり、受発注者双方は、業務環境改善に向けたウィークリースタンス等の推進実施要領(令和4年4月1日)の趣旨を十分理解し、業務の遂行に努めること。

(疑義)

第18条 本特記仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者との協議の上決定する。